

## 会 費 規 則 (2025 年 4 月～)

(総 則)

**第 1 条** 一般社団法人京都損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第 46 条の規定に基づき、定款 8 条に定める入会金及び会費に関して以下のとおり規則を定める。

(入会金・会費額)

**第 2 条** 本会の入会金及び会費の額は、定款 25 条三の定めに従い、総会の決議を経てこれを定める。

**第 3 条** 入会金の額は、定款第 6 条に定める会員の種類に応じて次のとおりとする。

- 一 正 会 員      入 会 金      5,000 円
- 二 一般会員      入 会 金              0 円
- 三 賛助会員      入 会 金              0 円

**第 4 条** 会費の額は、定款第 6 条に定める会員の種類に応じて次のとおりとする。

- 一 代理店 年額 27,000 円
- 二 ※1) 募集人 年額 3,000 円
- 三 賛助会員 年 額      20,000 円      ※2) 30,000 円

※1) 募集人の内、事務専属、自賠償のみの取り扱い、委託を除く      ※2) 保険会社

(平成 21 年度からの会費の納入方法)

**第 5 条** 正会員・一般会員・賛助会員の会費額の納入方法は年一回払いとする。

本会からの請求に従って、口座引落としまたは振込の方法で納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長の承認があるときは、一般に合理的な他の方法により納入することができる。

(会費の納入期限)

**第 6 条** 会員は当年度会費の請求があった時は、速やかに支払わなければならない。

納入期限はその年の 8 月 31 日とする。

(年度途中入会者の取扱方法)

**第 7 条** 年度途中の入会者は、定款 7 条（入会の方法）による入会承認後、次項による方法で入会金及び会費を納入する。

- 2 入会の翌月より年度末（3 月）までを正会員は次の通り 4 半期、一般会員・賛助会員は半期に分けて会費を現金で納入する。

会員の種別		入会金	会 費	募集人費	中途加入の場合		
					4/1～9/30	10/1～12/31	入会時期 1/1～3/31
正会員 (代理店)	年会費	5,000 円	27,000 円	3,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円
	月会費	5,000 円	30,000 円 2,500 円/月	3,600 円 300 円/月	33,600 円	22,400 円	11,200 円
一般会員 募集人従業員 委託を含む	年会費	なし	なし	3,000 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円
	月会費	なし	なし	4,800 円 400 円/月	4,800 円	3,200 円	1,600 円
賛助会員	保険会社	なし	30,000 円		30,000 円		
	一般事業者	なし	20,000 円		20,000 円		